

宮城県社会的養育推進計画(R7～R11年度) <指標編>

資料5

※国の計画策定要領に基づき、指標化すべき事項について数値を記載しています。★は主な目標値として、本編61ページにも記載しています。

計画記載事項	<資源等に関する地域の現状>			<資源の整備・取組方針等>					評価のための指標 R11年度末 (e) ((e)=(b))
	現在の整備 ・取組状況等 (a)	資源の必要量等 (b)	整備すべき 見込量等 (c)=(b)-(a)	定量的な整備目標(d)					
				R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
1. 当事者であるこどもの権利擁護の取組(意見聴取・意見表明等支援等) <本編P13>									
①	社会的養育に関わる関係職員(児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員)及び子ども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数 (※受講者数は仙台市含む)	28 回/年 463 人	30 回/年 500 人	2 回/年 37 人	30 回/年 500 人	30 回/年 500 人	30 回/年 500 人	30 回/年 500 人	30 回/年 500 人
★ ②	意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数 及び割合	101 人	220 人	119 人	141 人	235 人	230 人	226 人	220 人
	事業を利用可能なこどもの割合	37.7 %	90.2 %	52.5 %	53.4 %	90.4 %	90.6 %	90.4 %	90.2 %
	上記のうち事業を利用したこどもの割合	19.8 %	40.0 %	20.2 %					
	意見表明等支援事業の実施状況(第三者への事業委託状況(子どもと利益相反のない独立性を担保しているか))								-
③	措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度・利用度・満足度の確認体制の有無(※対象の措置児童等は仙台市含む)	有	有	-					
	措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度(知っているか)・利用度(利用したことがあるか・利用しやすいか)・満足度(話ができよかったかどうか) (※対象の措置児童等は仙台市含む)	認知度							80 %
		利用度							40.0 %
満足度								20.0 %	
④	措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度の確認体制の有無 (※対象の措置児童等は仙台市含む)	無	有	-					
	措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度 (※対象の措置児童等は仙台市含む)								56 %
⑤	措置児童等を対象とした意見表明に係る満足度の確認体制の有無 (※対象の措置児童等は仙台市含む)	無	有	-					
	措置児童等を対象とした意見表明に係る満足度 (※対象の措置児童等は仙台市含む)								20.0 %
★ ⑥	児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の設置及び運営体制の有無	有	有	-					-
	上記専門部会又は権利擁護機関に対しこどもから意見の申立ての希望があり、諮問した件数の割合								100 %
⑦	社会的養育策の実施前又は実施後における当事者であるこども(社会的養育経験者を含む。)の参画の有無	有	有	-					-
	社会的養育策の実施前又は実施後における当事者であるこどもに対するヒアリング等の実施の有無	有	有	-					-

宮城県社会的養育推進計画(R7～R11年度) <指標編>

資料 5

※国の計画策定要領に基づき、指標化するべき事項について数値を記載しています。★は主な目標値として、本編61ページにも記載しています。

計画記載事項	<資源等に関する地域の現状>			<資源の整備・取組方針等>					評価のための指標 R11年度末 (e) ((e)=(b))					
	現在の整備 ・取組状況等 (a)	資源の必要量等 (b)	整備すべき 見込量等 (c)=(b)-(a)	定量的な整備目標(d)										
				R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度						
2. 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組<本編P16>														
(1) 市町村の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組														
★	①	こども家庭センターの設置数	19 自治体	34 自治体	15 自治体	29 自治体	34 自治体			34 自治体				
	②	こども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修の実施回数、受講者数	5 回/年	5 回/年	0 回/年	5 回/年	5 回/年	5 回/年	5 回/年	5 回/年				
			70 人	70 人	0 人	70 人	70 人	70 人	70 人	70 人				
	③	都道府県と市町村との人材交流の実施体制の有無	無	無	-									
		都道府県と市町村との人材交流の実施状況								- 自治体				
	④	サポートプランの策定の有無(こども家庭センター未設置自治体を含む)	19 自治体	34 自治体	15 自治体					34 自治体				
		こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況								- %				
(2) 市町村の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組														
市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策及び達成率 (※量の見込み及び確保方策は仙台市含む)			※以下①の家庭支援事業については、各市町村子ども・子育て支援計画において量の見込みや確保方策を位置付けて整備を行うとともに、本県が策定する「みやぎこども幸福計画」との整合性を図るため、同計画に記載の家庭支援事業の量の見込みと確保方策を指標として記載。											
①	市町村事業	イ	子育て短期支援事業(ショートステイ)	量の見込み					969 人日	950 人日	938 人日	922 人日	907 人日	
			確保方策						4,378 人日	4,360 人日	4,366 人日	4,351 人日	4,348 人日	
		ロ	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	量の見込み						22 人日	22 人日	22 人日	22 人日	21 人日
				確保方策							52 人日	52 人日	59 人日	59 人日
		ハ	養育支援訪問事業	量の見込み						2,542 人	2,477 人	2,425 人	2,385 人	2,341 人
				確保方策							(実施体制等に関する詳細については、各市町村子ども・子育て支援事業計画に記載)			
		ニ	一時預かり事業(在園児対象型)	量の見込み						1,084,344 人日	1,052,015 人日	1,017,209 人日	994,716 人日	978,986 人日
				確保方策							1,091,655 人日	1,062,590 人日	1,028,615 人日	1,008,811 人日
		ホ	一時預かり事業(幼稚園型以外)	量の見込み						61,070 人日	59,002 人日	57,096 人日	55,303 人日	53,764 人日
				確保方策							85,017 人日	82,098 人日	80,112 人日	78,113 人日
		ハ	子育て世帯訪問支援事業	量の見込み						11,824 人日	11,437 人日	11,072 人日	10,741 人日	10,435 人日
				確保方策							11,761 人日	11,379 人日	11,049 人日	10,718 人日
		ト	児童育成支援拠点事業	量の見込み						163 人	183 人	200 人	194 人	187 人
				確保方策							140 人	161 人	203 人	202 人
チ	親子関係形成支援事業	量の見込み						297 人	291 人	284 人	277 人	277 人		
		確保方策							286 人	280 人	273 人	266 人	271 人	

宮城県社会的養育推進計画(R7～R11年度) <指標編>

資料 5

※国の計画策定要領に基づき、指標化すべき事項について数値を記載しています。★は主な目標値として、本編61ページにも記載しています。

計画記載事項	<資源等に関する地域の現状>			<資源の整備・取組方針等>					評価のための指標 R11年度末 (e) ((e)=(b))	
	現在の整備 ・取組状況等 (a)	資源の必要量等 (b)	整備すべき 見込量等 (c)=(b)-(a)	定量的な整備目標(d)						
				R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		
(2)市町村の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組(※前ページからのつづき)										
②	里親	19 世帯	19 世帯	0 世帯						19 世帯
	ファミリーホーム	1 箇所	1 箇所	0 箇所						1 箇所
	児家セン	1 箇所	2 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	2 箇所		2 箇所
(3)児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組										
★ ①	児童家庭支援センターの設置数	1 箇所	2 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	2 箇所		2 箇所
②	児童相談所からの在宅指導措置委託件数	2 件	4 件	2 件	2 件	3 件	3 件	4 件		4 件
	児童相談所からの在宅指導措置委託件数の割合(分母:指導措置委託全件数)								100 %	
③	市町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	1 箇所	2 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	2 箇所		2 箇所
3. 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組<本編P20>										
★ ①	妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	0 箇所	2 箇所	2 箇所	0 箇所	1 箇所	1 箇所	2 箇所		2 箇所
②	助産施設の設置数(※設置数は仙台市内の施設含む)	8 箇所	8 箇所	0 箇所						8 箇所
③	特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数、受講者数	2 回/年	4 回/年	2 回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年
		59 人	100 人	41 人	100 人	100 人	100 人	100 人	100 人	100 人
4. 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み<本編P23>										
-	※計画期間における年度ごとの「代替養育を必要とするこども数(3歳未満、3歳以上就学前、学童期以降)の見込みは本文に記載									

宮城県社会的養育推進計画(R7～R11年度) <指標編>

資料 5

※国の計画策定要領に基づき、指標化すべき事項について数値を記載しています。★は主な目標値として、本編61ページにも記載しています。

計画記載事項	<資源等に関する地域の現状>			<資源の整備・取組方針等>					評価のための指標 R11年度末 (e) ((e)=(b))	
	現在の整備 ・取組状況等 (a)	資源の必要量等 (b)	整備すべき 見込量等 (c)=(b)-(a)	定量的な整備目標(d)						
				R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		
5. 一時保護改革に向けた取組<本編P28>										
① 一時保護施設の定員数	30 人	30 人	0 人						30 人	
★ ② 一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数	里親	45 世帯	67 世帯	22 世帯	50 世帯	54 世帯	58 世帯	63 世帯	67 世帯	67 世帯
	ファミリーホーム	5 箇所	6 箇所	1 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	6 箇所		6 箇所
	児童養護施設	5 箇所	5 箇所	0 箇所						5 箇所
	一時保護専用施設	1 箇所	2 箇所	1 箇所	1 箇所	2 箇所				2 箇所
③ 一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数	9 回/年	10 回/年	1 回/年	10 回/年	10 回/年	10 回/年	10 回/年	10 回/年	10 回/年	10 回/年
	18 人	30 人	12 人	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人
④ 第三者評価を実施している一時保護施設数	1 箇所	1 箇所	0 箇所						1 箇所	
④ 第三者評価を実施している一時保護施設数の割合(分母:管内の全一時保護施設数)									100 %	
⑤ 一時保護施設の平均入所日数									45 日	
⑥ 一時保護施設の平均入所率									70 %	

宮城県社会的養育推進計画(R7～R11年度)＜指標編＞

資料5

※国の計画策定要領に基づき、指標化するべき事項について数値を記載しています。★は主な目標値として、本編61ページにも記載しています。

計画記載事項	＜資源等に関する地域の現状＞			＜資源の整備・取組方針等＞					評価のための指標 R11年度末 (e) ((e)=(b))	
	現在の整備 ・取組状況等 (a)	資源の必要量等 (b)	整備すべき 見込量等 (c)=(b)-(a)	定量的な整備目標(d)						
				R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		
6. 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組<本編P32>										
(1) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組										
① 里親・ファミリーホームや施設(乳児院・児童養護施設)の平均措置期間	里親									1,700 日
	ファミリーホーム									1,844 日
	乳児院									586 日
	児童養護施設									1,750 日
② こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制の有無(検討状況含む)	有	有	-							有
(2) 親子関係再構築に向けた取組										
① 親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	10 件	10 件	0 件							10 件
② 親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の有無	無	有	-							有
③ 親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数	2 回/年	3 回/年	1 回/年	3 回/年	3 回/年	3 回/年	3 回/年	3 回/年	3 回/年	3 回/年
	129 人	150 人	21 人	150 人	150 人	150 人	150 人	150 人	150 人	150 人
★④ 児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関するライセンス取得数										5 件/年
	保護者支援プログラム等に関する研修実施回数									2 回/年
⑤ 保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の有無	有	有	-							
⑥ 民間団体等への委託による保護者支援プログラム等の実施件数										4 件
(3) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組										
① 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	3 件	3 件	0 件							3 件
② 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	0 件	5 件	5 件	1 件	2 件	3 件	4 件	5 件		5 件
③ 親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の有無	有	有	-							
	親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の申立件数									3 件
④ 里親支援センターやフォスタリング機関(児童相談所を含む)、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制の有無	有	有	-							
	里親支援センターやフォスタリング機関(児童相談所を含む)、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援件数									3 件
⑤ 民間あっせん機関に対する支援、連携の有無										有

宮城県社会的養育推進計画(R7～R11年度) <指標編>

資料5

※国の計画策定要領に基づき、指標化するべき事項について数値を記載しています。★は主な目標値として、本編61ページにも記載しています。

計画記載事項	<資源等に関する地域の現状>			<資源の整備・取組方針等>					評価のための指標 R11年度末 (e) ((e)=(b))			
	現在の整備 ・取組状況等 (a)	資源の必要量等 (b)	整備すべき 見込量等 (c)=(b)-(a)	定量的な整備目標(d)								
				R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度				
7. 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組<本編P37>												
(1) 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等												
★ ① 3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率	3歳未満	委託率	7.7 %	78.9 %	71.2 %	30.0 %	40.0 %	52.6 %	68.4 %	75.0 %	75.0 %	
		登録率										- %
		稼働率										- %
	3歳以上 就学前	委託率	43.3 %	76.0 %	32.7 %	53.6 %	59.3 %	63.0 %	69.2 %	75.0 %	75.0 %	
		登録率										- %
		稼働率										- %
	学童期以降	委託率	35.2 %	50.3 %	15.1 %	37.9 %	40.5 %	43.6 %	46.9 %	50.0 %	50.0 %	
		登録率										- %
		稼働率										- %
	全体	委託率										- %
		登録率	127.6 %	138.7 %	11.1 %	120.0 %	123.9 %	129.0 %	133.2 %	138.7 %	138.7 %	
		稼働率	27.2 %	40.0 %	12.8 %	32.5 %	34.3 %	36.0 %	38.3 %	40.0 %	40.0 %	
② 養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録(認定)数	養育里親	登録(認定)数	166 世帯	180 世帯	14 世帯	172 世帯	174 世帯	176 世帯	178 世帯	180 世帯	180 世帯	
		専門里親	7 世帯	12 世帯	5 世帯	8 世帯	9 世帯	10 世帯	11 世帯	12 世帯	12 世帯	
		養子縁組里親	34 世帯	39 世帯	5 世帯	35 世帯	36 世帯	37 世帯	38 世帯	39 世帯	39 世帯	
	養育里親	新規里親登録(認定)数									14 人	
		委託里親数									59 人	
		委託こども数									70 人	
	専門里親	新規里親登録(認定)数									5 人	
		委託里親数									8 人	
		委託こども数									8 人	
養子縁組里親	新規里親登録(認定)数									5 人		
	委託里親数									8 人		
	委託こども数									8 人		
③ ファミリーホーム数	ファミリーホーム数	5 施設	6 施設	1 施設	5 施設	5 施設	5 施設	6 施設		6 施設		
	ファミリーホーム数のうち、新規ホーム数、委託こども数	新規ホーム数	0 施設	0 施設	0 施設						0 施設	
		委託こども数	20 人	30 人	10 人	21 人	22 人	23 人	30 人		30 人	
④ 里親登録(認定)に対する委託里親の数(年間に1回でも委託のあった里親数)		51 世帯								86 世帯		
⑤ 里親登録(認定)に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数		2 回/年	2 回/年	0 回/年						2 回/年		
(2) 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組												
① 里親支援センターの設置数	里親支援センターの設置数	1 箇所	1 箇所	0 箇所						1 箇所		
	里親支援センターの民間への委託数									1 件		
② 民間フォostリング機関の設置数		0 箇所	0 箇所	0 箇所						0 箇所		
③ 児童相談所における里親等支援体制の有無		有	有	-								
④ 基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数	実施回数	27 回/年	30 回/年	3 回/年	30 回/年	30 回/年	30 回/年	30 回/年	30 回/年	30 回/年		
	受講者数	373 人	500 人	127 人	500 人	500 人	500 人	500 人	500 人	500 人		

宮城県社会的養育推進計画(R7~R11年度) <指標編>

資料5

※国の計画策定要領に基づき、指標化すべき事項について数値を記載しています。★は主な目標値として、本編61ページにも記載しています。

計画記載事項	<資源等に関する地域の現状>			<資源の整備・取組方針等>					評価のための指標 R11年度末 (e) ((e)=(b))		
	現在の整備 ・取組状況等 (a)	資源の必要量等 (b)	整備すべき 見込量等 (c)=(b)-(a)	定量的な整備目標(d)							
				R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度			
8. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組<本編P44>											
(1) 施設で養育が必要なこども数の見込み											
-	※計画期間における年度ごとの「施設で養育が必要なこども数(3歳未満、3歳以上就学前、学童期以降)の見込みは本文に記載										
(2) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組											
※以下⑤の家庭支援事業については、各市町村子ども・子育て支援計画において量の見込みや確保方策を位置付けて整備を行うとともに、本県が策定する「みやぎこども幸福計画」との整合性を図るため、同計画に関する調査で把握済みの確保方策における施設数を指標として記載。											
①	小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数 (※施設数は仙台市所管施設含む)	施設数	14 箇所	17 箇所	3 箇所	14 箇所	14 箇所	14 箇所	14 箇所	17 箇所	17 箇所
		入所児童数	32 人	38 人	6 人	32 人	32 人	32 人	32 人	38 人	38 人
②	養育機能強化のための専門職(家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員)の加配施設数、加配職員数	家庭支援専門相談員	加配施設数	0 箇所	0 箇所	0 箇所					0 箇所
			加配職員数	0 人	0 人	0 人					0 人
		心理療法担当職員	加配施設数	4 箇所	4 箇所	0 箇所					4 箇所
			加配職員数	5 人	5 人	0 人					5 人
	自立支援担当職員	加配施設数	3 箇所	4 箇所	1 箇所	4 箇所					4 箇所
		加配職員数	3 人	4 人	1 人	4 人					4 人
③	養育機能強化のための事業(親子支援事業、家族療法事業等)の実施施設数	親子支援事業	0 箇所	0 箇所	0 箇所					0 箇所	
		家族療法事業	0 箇所	0 箇所	0 箇所					0 箇所	
		上記以外	0 箇所	0 箇所	0 箇所					0 箇所	
④	一時保護専用施設の整備施設数(※施設数は仙台市所管施設含む)		1 箇所	2 箇所	1 箇所	1 箇所	2 箇所			2 箇所	
★	⑤	児童家庭支援センターの設置施設数		1 箇所	2 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	2 箇所		2 箇所
⑥	里親支援センター、里親養育包括支援(フォスタリング)事業の実施施設数	里親支援センター		1 箇所	1 箇所	0 箇所					1 箇所
		里親養育包括支援(フォスタリング)事業		3 箇所	3 箇所	0 箇所					3 箇所
★	⑦	妊産婦等生活援助事業の実施施設数		0 箇所	2 箇所	2 箇所	0 箇所	1 箇所	1 箇所	2 箇所	2 箇所
⑧	市町村の家庭支援事業を委託されている施設数(事業ごと)(※施設数は仙台市含む)	子育て短期支援事業				46 箇所	46 箇所	48 箇所	48 箇所	49 箇所	
		一時預かり事業				495 箇所	492 箇所	493 箇所	495 箇所	496 箇所	

宮城県社会的養育推進計画(R7～R11年度)＜指標編＞

資料 5

※国の計画策定要領に基づき、指標化すべき事項について数値を記載しています。★は主な目標値として、本編61ページにも記載しています。

計画記載事項	＜資源等に関する地域の現状＞			＜資源の整備・取組方針等＞					評価のための指標 R11年度末 (e) ((e)=(b))	
	現在の整備 ・取組状況等 (a)	資源の必要量等 (b)	整備すべき 見込量等 (c)=(b)-(a)	定量的な整備目標(d)						
				R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		
9. 社会的養護自立支援の推進に向けた取組＜本編P52＞										
(1) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握										
※計画期間における年度ごとの「自立支援を必要とする社会的養護経験者等の数の見込み」は本文に記載										
(2) 社会的養護経験者等の自立に向けた取組										
★ ① 児童自立生活援助事業の実施箇所数(I型～III型それぞれの入居人数(定員))	I型	実施箇所数	9 箇所	9 箇所	0 箇所				9 箇所	
		入居人数(定員)	53 人	53 人	0 人				53 人	
	II型	実施箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所				0 箇所	
		入居人数(定員)	0 人	0 人	0 人				0 人	
	III型	実施箇所数	0 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所				1 箇所
		入居人数(定員)	0 人	1 人	1 人	1 人				1 人
②	社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数		1 箇所	1 箇所	0 箇所				1 箇所	
③	社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の有無		有	有	-				-	

宮城県社会的養育推進計画(R7～R11年度) <指標編>

資料5

※国の計画策定要領に基づき、指標化すべき事項について数値を記載しています。★は主な目標値として、本編61ページにも記載しています。

計画記載事項	<資源等に関する地域の現状>			<資源の整備・取組方針等>					評価のための指標 R11年度末 (e) ((e)=(b))	
	現在の整備 ・取組状況等 (a)	資源の必要量等 (b)	整備すべき 見込量等 (c)=(b)-(a)	定量的な整備目標(d)						
				R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		
10. 児童相談所の強化等に向けた取組<本編P55>										
① 児童相談所の管轄人口	中央児童相談所	610,214 人	575,264 人	▲ 34,950 人						575,264 人
	うち黒川支所	94,099 人	92,917 人	▲ 1,182 人						92,917 人
	北部児童相談所	259,990 人	227,413 人	▲ 32,577 人						227,413 人
	東部児童相談所	335,088 人	291,047 人	▲ 44,041 人						291,047 人
	うち気仙沼支所	73,372 人	61,437 人	▲ 11,935 人						61,437 人
	計	1,205,292 人	1,093,724 人	▲ 111,568 人						1,093,724 人
② 第三者評価を実施している児童相談所(支所)数(※一時保護所は除く)	2 箇所	5 箇所	3 箇所	4 箇所	5 箇所				5 箇所	
② 第三者評価を実施している児童相談所(支所)の割合 (分母:管内の全児童相談所(支所)数)										100 %
③ 児童福祉司、児童心理司の配置数	児童福祉司	66 人	64 人	▲ 2 人						64 人
	児童心理司	30 人	31 人	1 人						31 人
④ 市町村支援児童福祉司の配置数										2 人
⑤ 児童福祉司スーパーバイザーの配置数										17 人
⑥ 医師の配置数	常勤	3 人	3 人	0 人						0 人
	非常勤									
⑦ 保健師の配置数										3 人
⑧ 弁護士配置数	常勤	6 人	6 人	0 人						0 人
	非常勤 (顧問契約)									
★ ⑨ 子ども家庭福祉行政に携わる児童相談所職員における研修(児童福祉司任用後研修)の受講者数、修了者数	受講者数	17 人	20 人	3 人	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
	修了者数	17 人	20 人	3 人	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
⑩ 専門職採用者数	専門職採用者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	専門職採用者数の割合									
11. 障害児入所施設における支援<本編P59>										
① 福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的环境」を整備している施設数										1 施設
② 福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的环境」で生活している障害児の数										60 人